

日田市産後ケア事業のご案内

出産後、体調や育児に不安のあるお母さんが安心して子育てができるよう、お母さんのからだところのケアや育児サポートなどを行います。日帰りや宿泊、家庭訪問によるケアや相談が受けられます。

★利用できる方

日田市に住民票がある生後1歳未満の赤ちゃんとお母さんで、産後ケアを必要とする方

※ただし、施設によって受け入れ月齢が異なります。（市内産婦人科は概ね4か月まで）

※感染症および母子の心身の状態によって医療が必要な方は、利用できません。

宿泊型は3食付、
デイサービス型は1食付
訪問型は食事提供なし

★ケアの種類と内容

◎種類：宿泊型・デイサービス型（日帰り）・訪問型

◎内容：授乳や沐浴などの助言、育児相談、お母さんの体調管理など

◎利用回数：必要に応じた回数

（宿泊型、デイサービス型、訪問型合わせて最大7回まで）

★利用料

※利用料は直接施設へお支払いください。

	利用時間	利用料（1回あたり）
宿泊型	AM10時～翌AM10時	3,000円 + 食事代
デイサービス型	AM10時～PM4時	1,500円 + 食事代
訪問型	概ねAM10時～PM5時の間で2時間	市内の施設からの訪問 1,000円 市外の施設からの訪問 2,000円

※食事代は実施施設によって異なります。

※生活保護の方は利用料が変わりますのでご相談ください。

※事前に連絡なく利用がなかった場合、キャンセル料が発生します。詳細は裏面の注意事項をご確認ください。

★産後ケア事業を実施している市内の施設

施設名	連絡先	宿泊 4か月まで	デイ 4か月まで	訪問 4か月まで
石井産婦人科	(0973) 23-4153	-	○	-
宮原レディースクリニック	(0973) 24-3584	○	○	○ 市外への訪問は 要相談

※利用日は、利用者の希望日と、施設の受け入れ可能な日程で調整を行います。

※県外の施設での利用をご希望の場合は、こども事業課へご相談ください。

裏面に続く

★利用の流れ

利用を希望する場合、事前に市こども事業課への申請が必要です。

原則、利用を希望する日の5日前（土日祝日を除く）までに申請を完了してください。

お急ぎの場合は、市こども事業課に電話でご相談ください。

なお、1か月のうちに複数回利用する場合、一度に申請をすることができます。

1.施設に仮予約

利用を希望する施設にご自身で空き状況を問い合わせ、希望日の仮予約をします。

2.こども事業課へ申請

①オンライン または ②窓口 にて利用の申請をします。

初回ご利用の際は、申請受付後市から体調や申請内容の確認の連絡をします。

①オンライン申請・・右記の二次元コードを読み取るか、日田市のホームページのリンクから申請フォームを読み込み、必要事項を入力し申請します。

②窓口申請・・市役所こども事業課に申請書を提出します。
申請書は市ホームページからダウンロードできます。



3.決定通知書の送付

利用が承認された場合、市から「産後ケア事業利用承認通知書」を送付します。

4.産後ケア事業利用

必要な持ち物を持参し、産後ケアを利用してください。

【持参する物】母子健康手帳、産後ケア事業利用承認通知書、子ども医療費受給資格者証、健康保険資格確認証または資格情報のお知らせ、おむつ、おしりふき、哺乳瓶、ミルク、着替え等

5.利用終了後

初回ご利用後はアンケートに記入し施設にご提出ください。

ご利用後は体調等の確認のために、保健師から連絡することがあります。

★注意事項

- ・実施施設が満床となった場合、利用できないことがあります。
- ・申請後、利用のキャンセルを希望する場合は、前日の16時までに利用施設へご連絡ください。
- ・連絡なく利用がなかった場合、キャンセル料が発生することがあります。
- ・キャンセル料は、宿泊およびデイサービス型は食事代の実費、訪問型は1,000円(市外の施設からの訪問の場合2,000円)を実施施設にお支払いいただきます。

【問合せ先】日田市 こども事業課母子保健係（市役所1階）
電話 (0973) 22-8292（直通）